

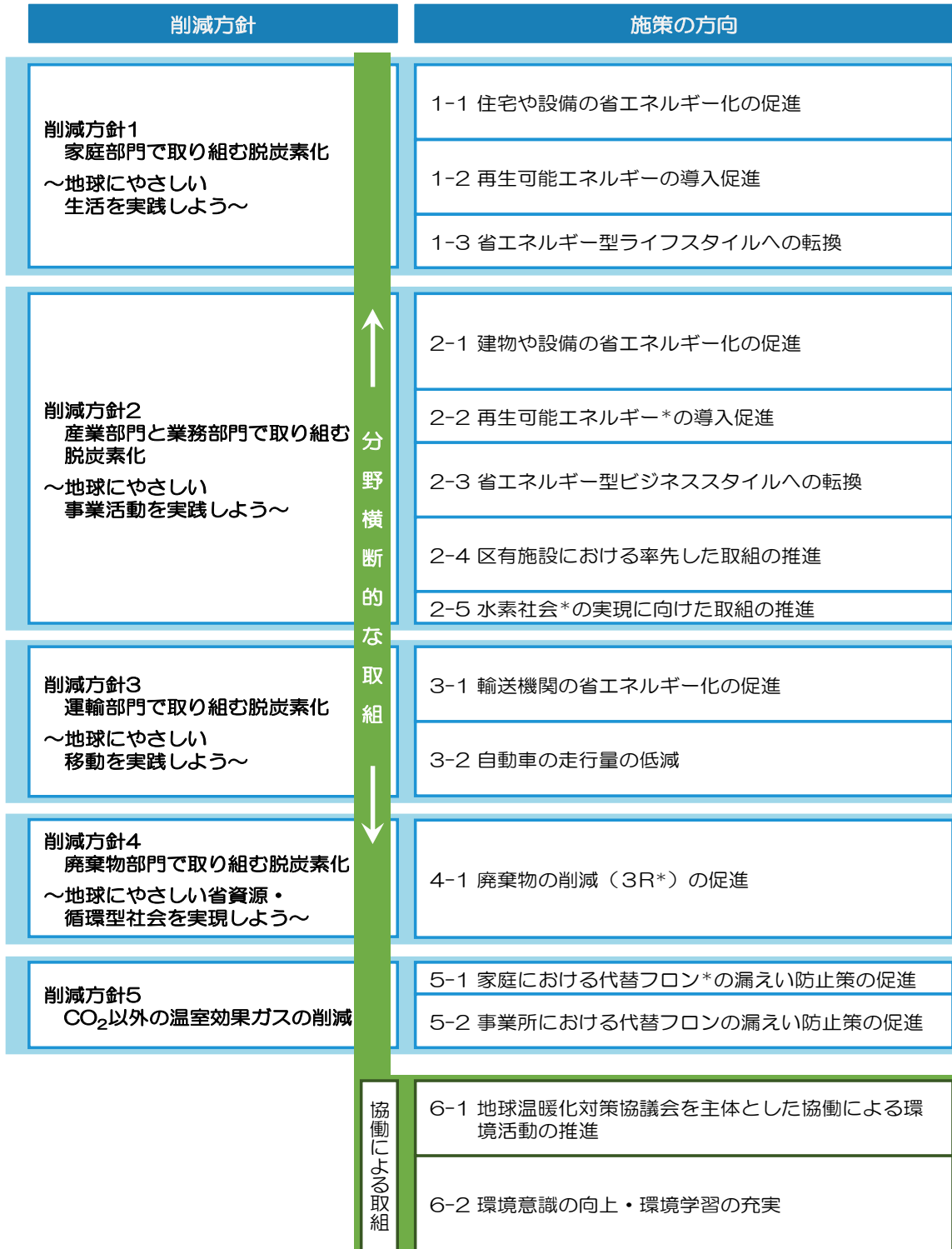
第6章 削減目標達成のための基本施策

*のついた用語については、資料編に解説を記載しています。

第6章 削減目標達成のための基本施策

1. 計画の施策体系 緩和策

荒川区のエネルギー消費量*、温室効果ガス*排出量を削減する「削減方針」、「施策の方向」、「基本施策」は、下記のとおりです。



令和12(2030)年度までの削減目標(平成25(2013)年度比)

荒川区全体

エネルギー消費量：17%削減

家庭部門

一世帯当たりの
エネルギー消費量：14%削減

荒川区全体

温室効果ガス排出量：47%削減

業務部門

床面積1m²当たりの
エネルギー消費量：18%削減

基本施策

- ・住宅の省エネルギー化の促進
- ・省エネルギー機器導入に対する支援
- ・集合住宅の共用部分に対する省エネルギー化の促進
- ・再生可能エネルギー機器導入に対する支援
- ・集合住宅への再生可能エネルギー機器の導入促進
- ・再生可能エネルギーを中心とした小売電気等への切り替えの促進
- ・家庭で取り組む省エネルギー行動の啓発の強化
- ・エシカル消費の普及促進

- ・建物の省エネルギー化の促進
- ・省エネルギー機器導入に対する支援
- ・国産木材の利用促進
- ・建物緑化の促進
- ・再生可能エネルギー機器導入に対する支援
- ・再生可能エネルギーを中心とした小売電気等への切り替えの促進
- ・事業所で取り組む省エネルギー行動の啓発の強化
- ・省エネ診断*の周知と普及
- ・エコフォワード事業者*の認定
- ・区有施設や設備の省エネルギー化の推進
- ・区有施設への再生可能エネルギーの導入推進
- ・職員の省エネルギー行動の実践
- ・水素社会の実現に向けた取組の推進

- ・ゼロエミッションビークル(ZEV:ゼブ)*の普及促進
- ・電気自動車(EV)用充電スポットの拡充
- ・カーシェアリング*の利用促進
- ・公共交通機関の利用促進
- ・自転車の利用促進
- ・宅配事業における再配達の抑制

- ・ごみの発生抑制を主眼とする3Rの促進
- ・プラスチックの分別回収の実施
- ・生ごみ減量の取組の推進

- ・家電リサイクル法に基づく適正処分の普及啓発
- ・ノンフロン製品の普及促進
- ・フロン使用製品使用時の漏えい防止のための機器管理の啓発

- ・協働による環境活動・イベントの拡充
- ・区民・事業者・環境団体の自主的な活動の支援
- ・森林整備等吸収対策*における交流自治体との協働の取組の推進
- ・環境学習の充実
- ・環境ボランティア・環境リーダーの育成
- ・学生向け学習の拡充
- ・消費者へのエシカル消費の普及促進・事業者へのESG経営の普及促進

2. 削減目標達成のための基本施策

削減方針 1

家庭部門で取り組む脱炭素化

～地球にやさしい生活を実践しよう～

荒川区から排出されるCO₂の約43%が、家庭での日常生活に伴うものです。

2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする必要があることから、住宅の新築や建替え、改築等の機会を通じて、住宅の省エネルギー化と再生可能エネルギーの導入を促進していきます。

また、住宅の省エネルギー性能が向上したとしても、引き続き、電気やガス、水道の消費量を削減する努力は必要です。さらに、日常生活において、食品や衣類、その他製品などの原料調達や加工、運搬、廃棄等の過程で排出されるCO₂を削減するという消費者としての視点も必要です。これらの視点を踏まえ、アクションプラン等も活用し、省エネルギー型ライフスタイルへの転換を促進していきます。

【施策の方向】

- 住宅や設備の省エネルギー化の促進
- 再生可能エネルギーの導入促進
- 省エネルギー型ライフスタイルへの転換

1-1 住宅や設備の省エネエネルギー化の促進

2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとするためには、今後、新築する住宅を可能な限りZEHとすることで、今のうちから区内の住宅をエネルギー収支がゼロとなる住宅に置き換え始める必要があります。また、既存の住宅に長く快適に住み続けるためには、壁面や屋根、床、窓などを断熱改修して省エネルギー性能を向上させることが求められます。

そのため、住宅の新築、建替え、改築時に、「エコ助成*制度」等の補助又は融資・利子補給制度等の紹介と斡旋を行うことにより、省エネルギー住宅やZEHの普及を促進していきます。また、区内の住宅の多くが集合住宅であることから、集合住宅においても取組が可能な省エネルギー化の支援や促進を行います。加えて、様々な媒体を活用して省エネルギー機器に関する情報を発信していきます。

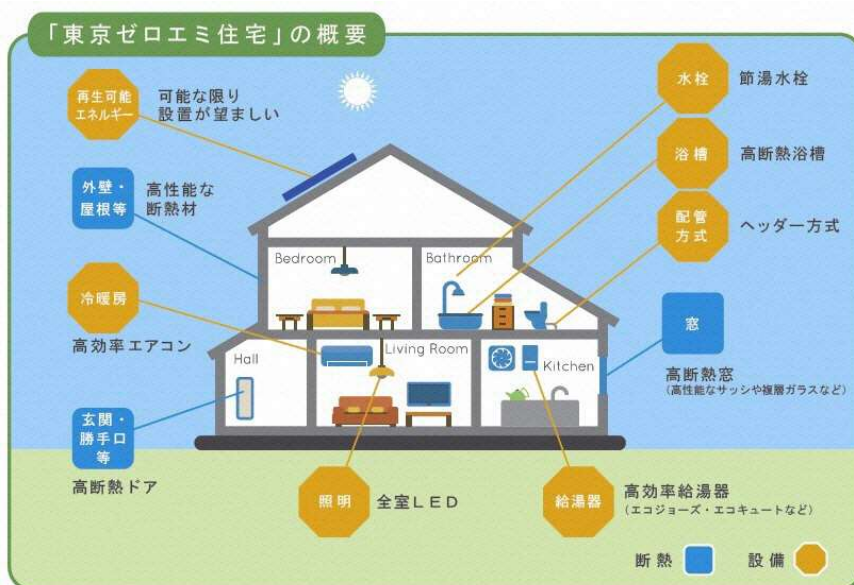
基本施策		施策の概要
①	住宅の省エネルギー化の促進	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の新築・建替え時や建物断熱化などの改修時に、住宅の省エネルギー化に対する補助又は融資・利子補給制度等の紹介と斡旋を行います。 特に、省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用により脱炭素化を目指すZEHの普及を促進します。 ZEHの普及促進に当たっては、室内の温度ムラが少なく健康に過ごしやすいことや、停電時に自家給電可能であることなどのメリット、国や東京都の補助制度などの情報を各媒体などで発信します。
②	省エネルギー機器導入に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 各媒体などを通じて、家庭用燃料電池*（エネファーム）をはじめとする省エネルギー機器の導入、省エネ家電への買換えを促進するための情報を発信します。 エコ助成制度を活用し、省エネルギー機器の導入を促進します。助成対象機器は、その時々最新の知見を踏まえて見直しを行います。 省エネ家電の買い換え支援事業により、省エネ家電への買い換えを促進します。
③	集合住宅の共用部分に対する省エネルギー化の促進	<ul style="list-style-type: none"> マンション省エネコンサルタントの派遣による集合住宅の共用部分に対する省エネルギー化を促進します。

1-1 基本施策①：住宅の省エネルギー化の促進

住宅の省エネルギー化に向けて様々な補助又は融資・利子補給制度等の紹介と斡旋を行います。

例えば、東京都では、令和4（2022）年度時点で「東京ゼロエミ住宅導入促進事業」、「既存住宅における省エネ改修促進事業」を行っており、新築・建替え時、改修時のどちらでも補助を受けることができます。また、国でも様々な補助制度等を用意しています。

このように、補助制度等は種類も多く、使える場面も様々であり、年度によっても変わっていきますので、区民にとって分かりやすく情報を整理し、各媒体などで発信していきます。



出典：東京都環境局 HP

1-2 再生可能エネルギーの導入促進

2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとするためには、住宅の省エネルギー化等によりエネルギー消費量を削減し、さらに残りのエネルギー消費量をすべて再生可能エネルギーで賄っていく必要があります。

そのため、様々な媒体を活用して再生可能エネルギー機器に関する情報を発信するとともに、「エコ助成制度」などにより導入を支援していきます。また、再生可能エネルギーを中心とした小売電気等への切り替えを促進していきます。

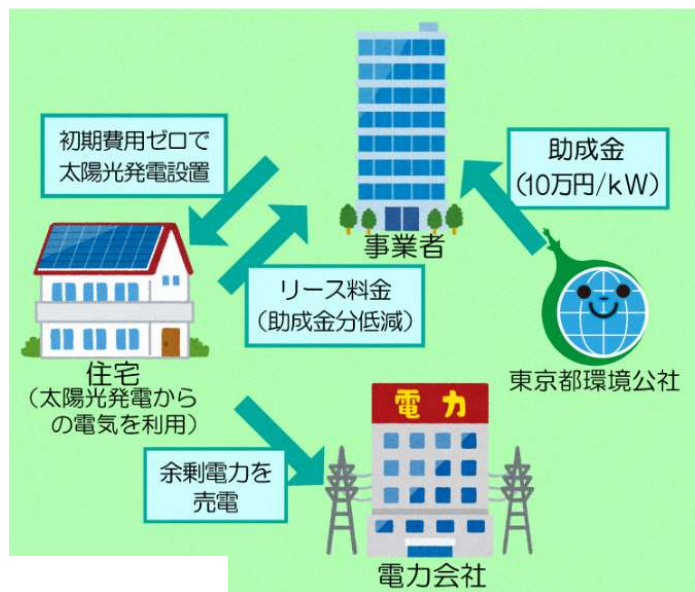
基本施策		施策の概要
①	再生可能エネルギー機器導入に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 各媒体などを通じて、太陽光発電システムをはじめとする再生可能エネルギー機器の導入を促進するための情報を発信します。 エコ助成制度を活用し、再生可能エネルギー機器の導入を促進します。助成対象機器は、その時々最新の知見を踏まえて見直しを行います。
②	集合住宅への再生可能エネルギー機器の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> 集合住宅において、太陽光発電や太陽熱*による再生可能エネルギー機器の導入を促進する方策について検討を行います。
③	再生可能エネルギーを中心とした小売電気等への切り替えの促進	<ul style="list-style-type: none"> 家庭に供給される電力の電源構成比*やCO₂排出係数*の情報を区ホームページなどで紹介し、再生可能エネルギーの比率を高めることの意義などを発信します。 東京都の「みんなでいっしょに自然の電気」キャンペーンとの連携などにより、再生可能エネルギーを中心とした小売電気等への切り替えを促進します。

1-2 基本施策①：再生可能エネルギー機器導入に対する支援

再生可能エネルギー機器のうち、太陽光発電システムに関しては、リース方式など、初期費用が掛からない設置方式も普及しており、クール・ネット東京*ホームページで様々な設置事業者と事業プランが紹介されています。荒川区では、このような有益な情報を収集して随時発信します。

また、再生可能エネルギー機器の導入に関しては、国や東京都から様々な補助制度等が用意されており、年度によっても変わっていきますので、区民にとって分かりやすく情報を整理し、各媒体などで発信していきます。

●リース方式による太陽光発電システムの設置イメージ



出典：クール・ネット東京 HP

1-3 省エネルギー型ライフスタイルへの転換

地球温暖化による気候危機を食い止めるためには、すべての区民が地球温暖化の現状を正しく理解し、行動に移す必要があります。また、日常生活での少しの気づきと工夫から、誰もが行動を始めることができます。このように、省エネルギー行動の大切さと取組の効果を「知る」ことが、省エネルギー型ライフスタイルへと転換する第一歩であり、「環境区民」*の責務です。

そのため、様々な媒体を活用し、地球温暖化の現状やそれに伴う影響とともに、家庭での生活の場面に応じた省エネルギー行動やエシカル消費についてわかりやすく解説し、発信していきます。

また、区民が具体的な行動を実行する際の指針となるアクションプランを活用し、省エネルギー行動の啓発を強化します。

基本施策		施策の概要
①	家庭で取り組む省エネルギー行動の啓発の強化	<ul style="list-style-type: none"> 各媒体などを活用し、地球温暖化の現状やそれに伴う影響を伝えるとともに、家庭における生活の場面に応じ、健康にも配慮した省エネルギー行動をわかりやすく解説し、発信します。 アクションプラン等を活用し、省エネルギー行動の啓発を強化します。
②	エシカル消費の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> 各媒体などを活用し、消費とCO₂排出の関係などを分かりやすく解説し、発信します。 食品や衣類、その他製品などの原料採集や加工、運搬、廃棄等の過程で排出されるCO₂を削減することにも繋がるエシカル消費の普及を促進します。

参考

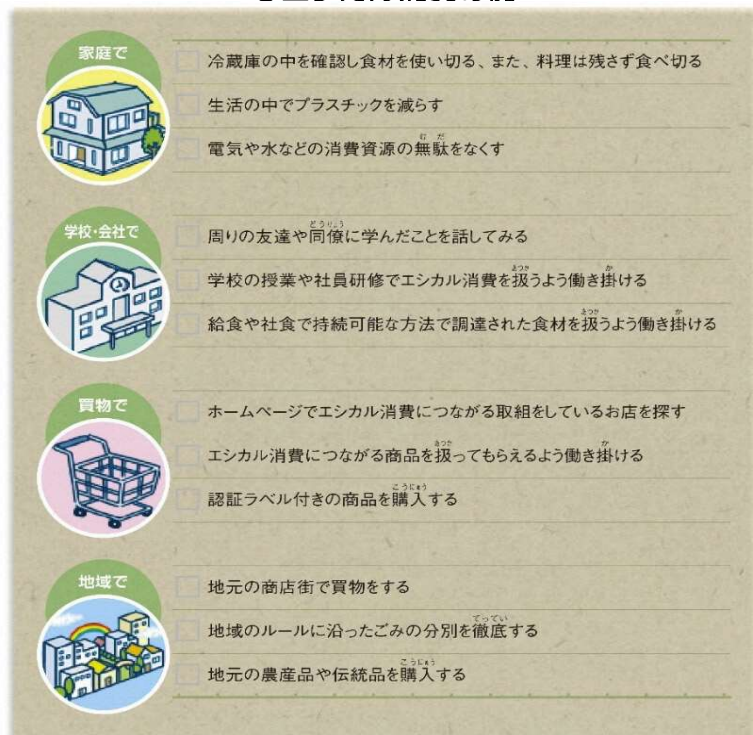
エシカル消費とは

エシカル消費を直訳すると「倫理的消費」となります。

消費者それぞれが、人、社会、地域、環境などに関する様々な課題に配慮した商品を購入したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うことです。

例えば、最小限のエネルギー消費で製造されたものを購入したり、再生可能エネルギーを積極的に活用する事業者のサービスを利用することは、「脱炭素社会」*の実現を後押しすることに繋がります。

●エシカル消費の例



家庭で

- 冷蔵庫の中を確認し食材を使い切る、また、料理は残さず食べ切る
- 生活の中でプラスチックを減らす
- 電気や水などの消費資源の無駄をなくす

学校・会社で

- 周りの友達や同僚に学んだことを話してみる
- 学校の授業や社員研修でエシカル消費を扱うよう働き掛ける
- 給食や社食で持続可能な方法で調達された食材を扱うよう働き掛ける

買物で

- ホームページでエシカル消費につながる取組をしているお店を探す
- エシカル消費につながる商品を扱ってもらえるよう働き掛ける
- 認証ラベル付きの商品を購入する

地域で

- 地元の商店街で買物をする
- 地域のルールに沿ったごみの分別を徹底する
- 地元の農産品や伝統品を購入する

出典：みんなの未来にエシカル消費パンフレット（消費者庁）

参考 荒川区エコ助成金交付制度

荒川区では、エコ助成金交付制度を設けています。これらを活用することで、費用負担を抑えながら、住宅に省エネルギー・再生可能エネルギー機器などを導入することができます。助成対象機器は、その時々最新の知見を踏まえて見直しを行います。

●荒川区エコ助成金交付制度のリーフレット



令和4年度 荒川区エコ助成のご案内

つくる	太陽光発電システム 最大 30 万円 	家庭用燃料電池 (エネファーム) 最大 15 万円 	家庭用蓄電システム 最大 15 万円 
へらす	高断熱窓への改修 最大 15 万円 	新設 節水トイレへの改修 最大 5 万円 	宅配ボックス 住宅または事業所 最大 5 万円 集合住宅共有部 最大 10 万円 
いかす	屋上緑化 最大 35 万円 	壁面緑化 最大 35 万円 	雨水貯水槽 最大 5 万円 
集合住宅・事業所対象	省エネ診断に基づき導入する省エネ設備 最大 35 万円 		申請方法 必要書類を添えて、必ず対象工事の着手2週間以上前に荒川区環境課へ申請してください。 申込期限：令和5年2月15日 ※施工完了後は、令和5年3月15日までに、実績報告書を提出してください。 ▶ くわしくは裏面をご覧ください！

荒川区は「2050ゼロカーボンシティ」を表明しています。

問い合わせ先 〒116-0002 荒川区荒川 1-53-20 あらかわエコセンター
 荒川区環境清掃部 環境課 環境推進係 TEL 03-3802-4693 (平日8時30分から17時15分)

参考 省エネ家電助成事業

家電の消費電力の省エネ化は進化しており、冷蔵庫では10年前の製品と比べて約5割、エアコンは約3割省エネとなっています。このように、より省エネ性能の高い製品に買い換えることで電気代の削減のほか、CO₂排出量の削減にもつながります。

荒川区では、令和2（2020）年度から、新型コロナウイルス感染症対策事業として省エネ・エアコンへの買い換えを促す「あら！快適 ステイホーム・エアコン事業」、「あら！冬も快適 省エネ・エアコン助成事業」を実施しています。令和4（2022）年度からは、事業名を「省エネ家電助成事業」に変更し、対象機器に冷蔵庫を追加しています。

●省エネ家電助成事業のリーフレット

あらクール！

購入機器の省エネ性能を
購入時にご確認ください。

省エネ家電助成事業

家庭における家電買替え促進のため、省エネ家電購入費の一部を助成します。

対象者


以下の全てに該当する方

- 令和4年4月1日時点で荒川区に住民登録があり、申請日時点まで引き続き荒川区内に住所を有している個人の方
- 個人住民税を滞納していない方

※令和2年度・令和3年度に助成を受けた方も対象です。


対象機器

■ エアコンまたは冷蔵庫のどちらか1回1台のみ申請可能です。



エアコン

または



冷蔵庫

■ 統一省エネラベル4つ星以上
(省エネ基準達成率 114%以上)

この商品の
省エネ性能は?
 ★★★★★☆
 省エネ基準達成率 114%

(例)統一省エネラベルイメージ(エアコン)

■ 統一省エネラベル3つ星以上
(多段階評価点 3.0 以上)

省エネ性能
 ★★★★★☆ 3.0
多段階評価点

(例)統一省エネラベルイメージ(冷蔵庫)

上記のいずれかの機器で、以下のすべてに該当する製品が対象

- 令和4年4月1日から令和5年1月31日までの期間に法人から購入した製品(新品・リユース品どちらも対象)
- 助成申請者が居住する荒川区内の住宅に設置するものであること
- 事業用でないこと

※機器の省エネ性能について、購入時に店頭でご確認ください。
(区ホームページに掲載の省エネ型製品情報サイトでも確認できます)

荒川区はゼロカーボンシティを表明しています。

削減方針 2

産業部門と業務部門で取り組む脱炭素化

～地球にやさしい事業活動を実践しよう～

荒川区から排出される CO₂ の約 36% が、事業所での事業活動に伴うものです。

2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする必要があることから、事業所などの新築や建替え、改築等の機会を通じて、建物の省エネルギー化と再生可能エネルギーの導入を促進していきます。

また、引き続き「エコ助成制度」等による機器の導入支援と併せ、アクションプラン等も活用し、日常的な省エネルギー行動のさらなる実践など、手軽に始められる取組も紹介しながら、省エネルギー型ビジネススタイルへの転換を促進していきます。

加えて、荒川区役所も一事業者として脱炭素化に向けた取組を推進していきます。

また、中長期的な視点を持って、水素社会の実現に向けた取組を推進していきます。

【施策の方向】

- 建物や設備の省エネルギー化の促進
- 再生可能エネルギーの導入促進
- 省エネルギー型ビジネススタイルへの転換
- 区有施設における率先した取組の推進
- 水素社会の実現に向けた取組の推進

2-1 建物や設備の省エネエネルギー化の促進

2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとするためには、今後、新築する事業所などを可能な限り ZEB とすることで、今のうちから区内の建物をエネルギー収支がゼロとなる建物に置き換え始める必要があります。また、既存の建物を長く使い続けるためには、壁面や屋根、床、窓などを断熱改修して省エネルギー性能を向上させることが求められます。

そのため、事業所などの新築、建替え、改築時に、補助又は融資・利子補給制度等の紹介と斡旋を行うことにより、建物の省エネルギー化や ZEB の普及を促進していきます。また、様々な媒体を活用して省エネルギー機器に関する情報を発信するとともに、「エコ助成制度」などにより導入を支援していきます。

さらに、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（都市の木造化推進法）」*に基づき、他の建材に比べて製造時に排出される CO₂ が少なく、炭素固定にも繋がる国産木材の利用を推進していきます。

基本施策		施策の概要
①	建物の省エネルギー化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所などの新築・建替え時や建物断熱化などの改修時に、建物の省エネルギー化に対する補助又は融資・利子補給制度等の紹介と斡旋を行います。 ・特に、省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用により脱炭素化を目指す ZEB の普及を促進します。 ・ZEB の普及促進に当たっては、エネルギーコストの削減や、停電時に自家給電可能であるなどのメリット、国や東京都の補助制度などの情報を各媒体などで発信します。
②	省エネルギー機器導入に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・各媒体などを通じて、LED*照明、空調機器、冷蔵設備をはじめとする省エネルギー機器の導入を促進するための情報を発信します。 ・エコ助成制度を活用し、省エネルギー機器の導入を促進します。助成対象機器は、その時々最新の知見を踏まえて見直しを行います。
③	国産木材の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・「^{まち}都市の木造化推進法」に基づき、公共施設における国産木材の利用に努めます。 ・各媒体などで国産木材を利用する意義などを発信し、民間の建物における国産木材の利用を促進していきます。
④	建物緑化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・区有施設をはじめ、住宅、商店街などにおける緑のカーテン*の設置を促進します。

参考 国産木材を利用する意義

国内林業は、外国産木材の輸入量の増加や後継者不足などにより、生産活動が停滞しており、放置される人工林が多く見られるようになってきました。

森林は、炭素の固定や水源の涵養をはじめとした多様な機能を持っているため、国産木材を利用することは、このような森林の多面的機能を保持することにつながります。

●国産木材の利用による効果

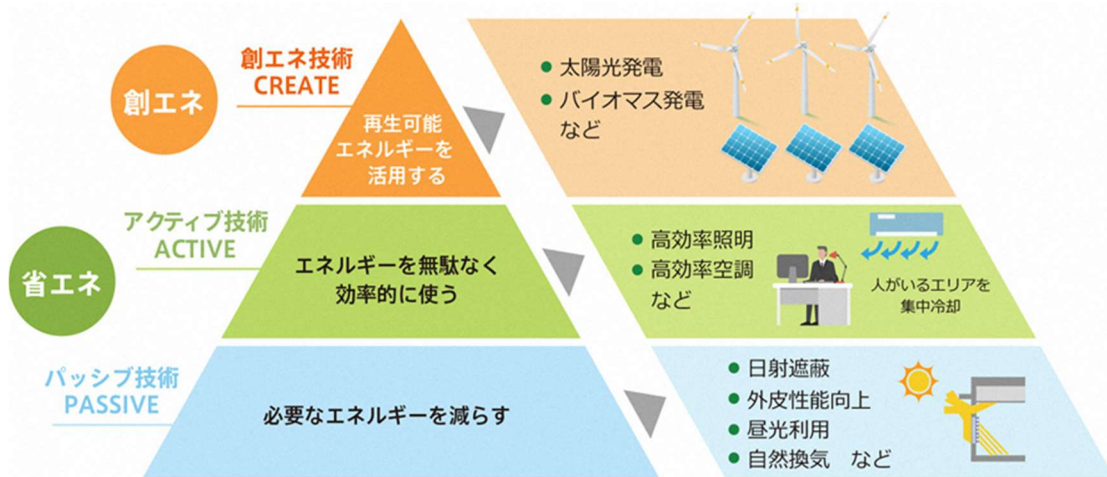


出典：政府広報オンライン

2-1 基本施策①：建物の省エネルギー化の促進

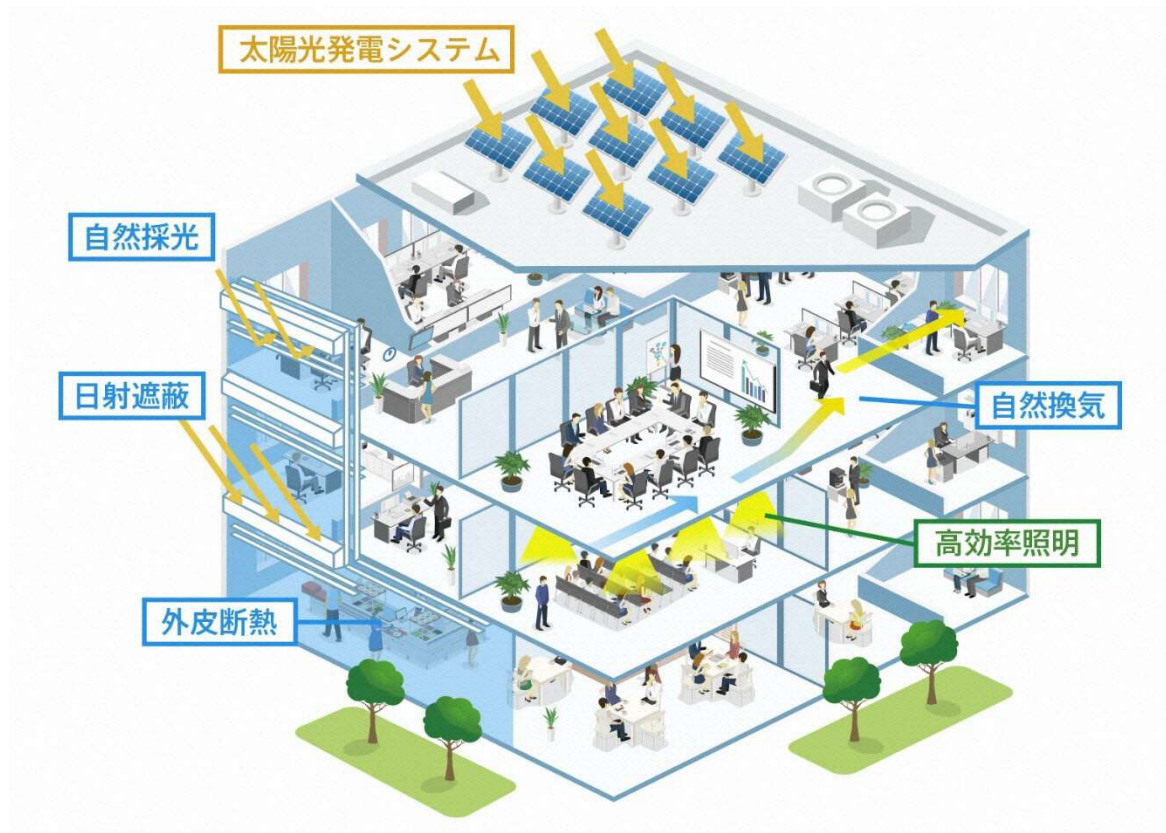
荒川区では、防災性の向上などを目的に密集市街地における不燃化等の市街地整備を推進しています。建物の環境に配慮し、市街地整備の取組とも連携しながら、建物の新築・建替え時や改修時に ZEB 又はそれらに準じた建物への移行などを促進します。

●ZEB を実現するための技術



出典：ZEB PORTAL〔ゼブ・ポータル〕（環境省）

●ZEB のイメージ



出典：ZEB PORTAL〔ゼブ・ポータル〕（環境省）

2-2 再生可能エネルギーの導入促進

2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとするためには、事業所などの省エネルギー化等によりエネルギー消費量を削減し、さらに残りのエネルギー消費量をすべて再生可能エネルギーで賄っていく必要があります。

そのため、様々な媒体を活用して再生可能エネルギー機器に関する情報を発信するとともに、「エコ助成制度」などにより導入を支援していきます。また、再生可能エネルギーを中心とした小売電気等への切り替えを促進していきます。

基本施策		施策の概要
①	再生可能エネルギー機器導入に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 各媒体などを通じて、太陽光発電システムをはじめとする再生可能エネルギー機器の導入を促進するための情報を発信します。 太陽光発電システムに関しては、リース方式など、初期費用が掛からない設置方式も普及していることから、このような有益な情報を発信します。 エコ助成制度を活用し、再生可能エネルギー機器の導入を促進します。助成対象機器は、その時々最新の知見を踏まえて見直しを行います。
②	再生可能エネルギーを中心とした小売電気等への切り替えの促進	<ul style="list-style-type: none"> 事業所に供給される電力の電源構成比やCO₂排出係数の情報を区ホームページなどで紹介し、再生可能エネルギーの比率を高めることの意義などを発信します。 東京都の「みんなでいっしょに自然の電気」キャンペーンとの連携などにより、再生可能エネルギーを中心とした小売電気等への切り替えを促進します。

参考

「みんなでいっしょに自然の電気」キャンペーン

東京都では、令和元（2019）年から、太陽光や風力などの再生可能エネルギー由来の電気を購入する希望者を募り、一定量の需要をまとめることで価格を低減しながら再生可能エネルギー由来の電気の購入を促すキャンペーンを行っています。

家庭・商店・小規模オフィスが対象となり、多くの方が参加するほど電気代が安くなる仕組みになっています。

令和2（2020）年冬に実施したキャンペーンでは、約6,900世帯が参加し、電気代が9%安くなったという実績があります。

出典：「みんなでいっしょに自然の電気」
キャンペーンリーフレット

2-3 省エネルギー型ビジネススタイルへの転換

地球温暖化による気候危機を食い止めるためには、区民のみならず、すべての事業所が地球温暖化の現状を正しく認識し、行動に移す必要があります。また、事業活動における省エネルギー化は、経費削減に直結します。このように、省エネルギー行動の大切さと経費削減の効果を「知る」ことが、省エネルギー型ビジネススタイルへと転換する第一歩です。

そのため、様々な媒体を活用し、地球温暖化の現状やそれに伴う影響とともに、事業所の省エネルギー行動や区の助成制度等をわかりやすく解説し、発信していきます。

また、事業所が具体的な行動を実行する際の指針となるアクションプランを活用し、省エネルギー行動の啓発を強化します。

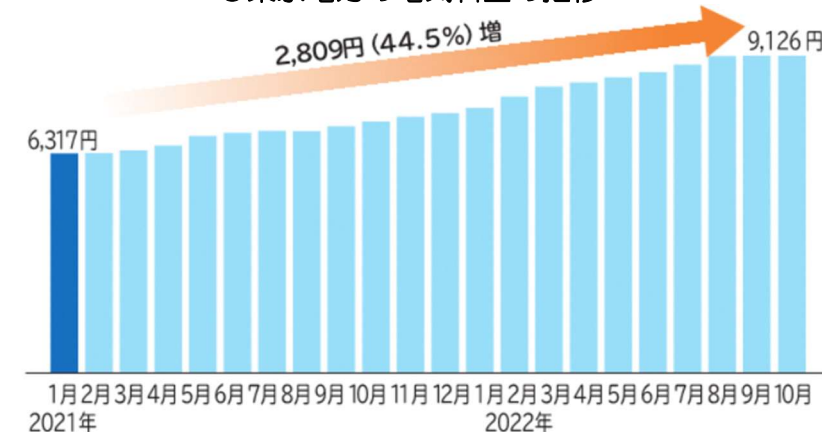
さらに、省エネ診断により既存設備の運用方法を見直すなど、設備投資による負担を伴わない取組を促進していきます。

基本施策		施策の概要
①	事業所で取り組む省エネルギー行動の啓発の強化	<ul style="list-style-type: none"> 各媒体などを活用し、業務形態や業務活動の場面に応じた省エネルギー行動をわかりやすく解説し、発信します。 アクションプラン等を活用し、省エネルギー行動の啓発を強化します。
②	省エネ診断の周知と普及	<ul style="list-style-type: none"> 事業所におけるより一層の省エネルギー化を促進するため、クール・ネット東京等と連携し、省エネ診断の利用者の拡大を図ります。
③	エコフォワード事業者の認定	<ul style="list-style-type: none"> エコフォワード宣言を行った事業者を区ホームページで紹介し、CSRに活用していただきます。 エコフォワード宣言を行ったことにより、環境推進対策融資の金利を優遇するなど、環境配慮行動を後押しします。

参考 エネルギー価格の高騰と省エネルギー化

近年、化石燃料*の需要の高まりにより、エネルギー価格が高騰しています。また、ロシアによるウクライナ侵略を筆頭に、様々な社会情勢がエネルギー価格を不安定にさせています。そのため、事業活動における省エネルギー化は、地球温暖化対策に繋がるのみではなく、様々な社会情勢に伴う経営リスクに対応するためにも重要な取組となっています。

●東京電力の電気料金の推移



東京電力公表データを基に作成

出典：東京都環境基本計画（東京都）

2-3 基本施策②：省エネ診断の周知と普及

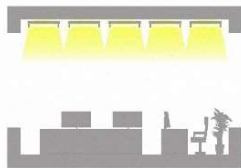
クール・ネット東京と荒川区が連携して、省エネ診断士を各事業所に派遣し、エネルギーの使用状況の診断、光熱水費削減のための省エネルギー化の提案、技術的なアドバイスなどを実施します。

●事業所への提案事例

運用改善による省エネ対策

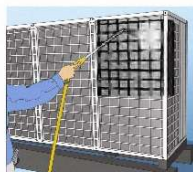
職場の照度を最適化します

照明の明るさを照度計で測定し、基準より明るすぎる場所がないかや不要な照明が点いていないかを調べます。



室外機を清掃して空調の効率を維持

室外機のフィンコイルが埃等で汚れると空調の効率が悪くなり電気使用量が増加します。定期的に清掃することで空調効率を維持できます。



CO₂濃度を測定して換気量を調整

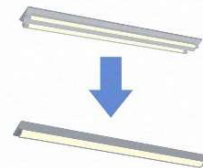
過剰な換気をするると空調のエネルギー使用量が増大します。CO₂濃度を測定し、適切な換気量を提案します。



設備改善による省エネ対策

LED照明器具への更新

LED照明は従来の照明に比べ長寿命で省エネ効果も非常に高くなっています。省エネ効果だけでなく何年で投資回収できるかの目安もご提示します。



太陽光発電設備の導入

太陽光発電は、昼間に発電するため、電力需要の高まる時間帯に電力量を節減でき、電気料金の低減が図られるとともに、災害時の電源確保にもなります。



インバータの導入で最適制御

ポンプや給気ファンなどにインバータ制御を導入することで、必要風量に応じてモータの回転速度を制御でき、省エネになります。



出典：省エネルギー診断のススメ（クール・ネット東京）

●設備改善・運用改善を実施した事業所の実例

テナントビル（オフィス系）



建物種別 テナントビル（オフィス系） 延床面積 1,263㎡

階数 地上7階 使用エネルギー等 電気、上下水道

設備改善：照明設備、エネルギー計測・管理設備の改善
運用改善：エネルギー管理体制の構築、空調設定温度の適正化など

飲食店舗



建物種別 中華料理店 延床面積 52.8㎡

階数 地上2階 使用エネルギー等 電気、都市ガス、上下水道

設備改善：照明設備の改善
運用改善：エネルギー管理体制の構築、空調設定温度の適正化、省エネ型自動販売機の採用など

出典：省エネルギー診断のススメ（クール・ネット東京）及びクール・ネット東京 HP

2-4 区有施設における率先した取組の推進

荒川区役所も一事業者として、率先した取組を推進していきます。

建物や設備に関しては、「荒川区公共施設環境配慮指針」*を見直し、区有施設のZEB化を推進していきます。また、再生可能エネルギー機器を導入するとともに、使用する電力を順次CO₂排出係数の低い契約に切り替えていきます。

職員の行動に関しては、「荒川区役所エコアクティブプラン」*に基づき、すべての職員が省エネルギー行動を実践します。

基本施策		施策の概要
①	区有施設や設備の省エネルギー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「荒川区公共施設環境配慮指針」を見直し、区が所有する施設等の新築・建替え・改修時に、省エネルギー化を推進し、可能な限り建築物のZEB化を図ります。 機器導入の際には複数のエネルギー源の組み合わせやIoT*を活用した制御・管理など、更なる省エネ化を検討します。 庁有車を、電気自動車（EV）をはじめとするZEVに順次転換します。 「都市の木造化推進法」*に基づき、公共施設における国産木材の利用に努めます。
②	区有施設への再生可能エネルギーの導入推進	<ul style="list-style-type: none"> 「荒川区公共施設環境配慮指針」を見直し、区が所有する施設等の新築・建替え・改修時に、可能な限り太陽光発電システムをはじめとする再生可能エネルギーを導入します。 再生可能エネルギーの導入に当たっては、エネルギー需給バランスの最適化や、自然災害の発生時の電力確保の観点も踏まえ、必要に応じて蓄電池を併設します。 区有施設で使用する電力を順次CO₂排出係数の低い契約に切り替えます。
③	職員の省エネルギー行動の実践	<ul style="list-style-type: none"> 「荒川区役所エコアクティブプラン」の削減目標を達成するため、すべての職員が地球温暖化の問題を自分ごととして捉え、省エネルギー行動を実践します。

2-5 水素社会の実現に向けた取組の推進

水素の多くは化石燃料由来で、製造の際にCO₂を排出していますが、再生可能エネルギー由来のCO₂フリー水素の実用化にむけた技術開発が進んでいます。水素は、エネルギーを取り出す際にはCO₂を排出しないため、CO₂フリー水素が実用化されれば、「脱炭素社会」への転換に大きく貢献することになります。

そのため、水素エネルギー*を本格的に利活用する「水素社会」の実現に向けて、普及啓発を推進していきます。

基本施策		施策の概要
①	水素社会の実現に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 小型化が進んでいる家庭用燃料電池（エネファーム）の普及啓発に加え、業務用燃料電池についても普及を促進します。 水素エネルギーに関する施設見学や、セミナーの開催等を通じて、その有用性や安全性について、周知・啓発を行います。

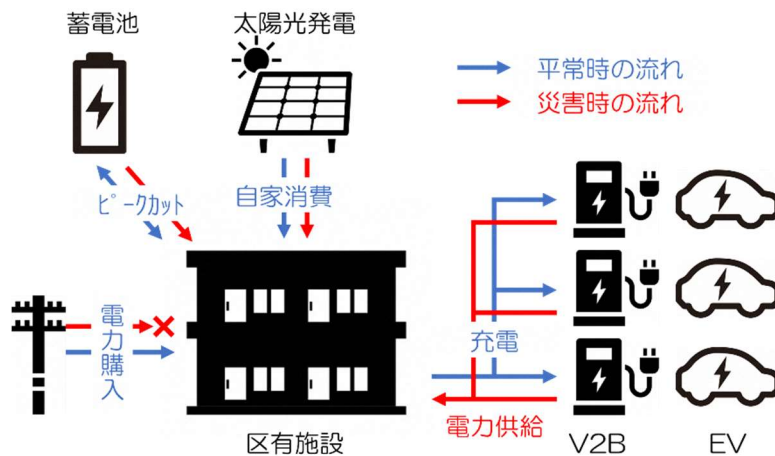
2-4 基本施策①：区有施設や設備の省エネルギー化の促進
基本施策②：区有施設への再生可能エネルギーの導入推進

「荒川区公共施設環境配慮指針」を見直し、区が所有する施設等の新築・建替え・改修時に、省エネルギー化と再生可能エネルギーの導入を推進し、可能な限り ZEB へと転換します。

また、災害時には蓄電池や電気自動車（EV）に蓄えられた電力を活用することで、外部供給なしで一定期間の電力供給体制を確保することを検討します。

これらの取組を PRしながら、区内事業者に対する ZEB への転換と防災対策の強化について啓発します。

●取組のイメージ

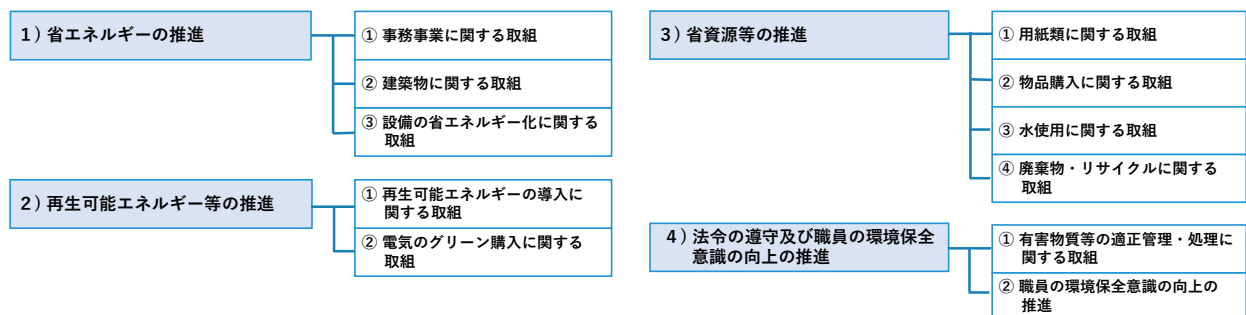


参考 荒川区役所エコアクティブプラン

荒川区では、区役所において地球温暖化対策の推進や資源の有効活用など、環境負荷*の軽減に取り組むために、平成 30（2018）年に「荒川区役所エコアクティブプラン」を策定しました。また、本計画と同時にエコアクティブプランを改定しました。

改定後のエコアクティブプランに基づき「省エネルギーの推進」、「再生可能エネルギー等の推進」、「省資源等の推進」、「法令の遵守及び職員の環境保全意識の向上の推進」の観点から、率先して環境負荷の軽減に取り組んでいます。

●荒川区役所エコアクティブプランの体系



出典：荒川区役所エコアクティブプラン

参考 東京都の取組「HTT（減らす・創る・蓄める）」

東京都は、気候変動への対策に加え、中長期的にエネルギーの安定確保につなげる観点から、電力を減らす、創る、蓄めるという観点での取組を推奨し、様々な支援策を用意しています。



参考 東京都の取組「太陽光発電システム設置義務化」

東京都は、令和4（2022）年12月に「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」を改正しました。

この条例改正により、建築物の断熱・省エネ性能、再生可能エネルギーの導入、面的なエネルギーマネジメントなどに関わる制度が強化されました。また、年間着工棟数の98%を占める中小規模を対象とした「建築物環境報告書制度」が新設され、一部のハウスメーカーなどの事業者を対象に、太陽光発電システムなどの設備の義務付け・誘導などが行われることになりました。

太陽光パネルの設置義務者は誰？

- ✓ 年間の都内供給延床面積が合計20,000㎡以上のハウスメーカー等の事業者が対象です。
- ✓ 都内大手住宅メーカー約50社が対象見込みです。
- ✓ 新築建築物が対象で、現存の物件は対象外です。
- ✓ 設置義務者である供給事業者が、注文住宅の施主等や建売分譲住宅の購入者等とともに、建物の環境性能の向上を推進していく制度です。



どんなメリットがあるの？

<p>経済性</p> <p>毎月の光熱費が削減できます。</p> <p>【毎月電気代1万円程度の戸建住宅に4kWを設置した場合】 光熱費の削減 売電収入</p> <p>✓ 月々7,800円・年間93,600円の経済的メリット</p> <p>⇒約98万円の設置費用が現在の補助金（10万円/kW）を活用すると約6年で回収！</p>	<p>防災力</p> <p>停電時に電気が使えます。</p> <p>✓ 停電時にテレビやスマートフォンなどで情報収集・安否確認ができます。</p> <p>✓ 蓄電池と組み合わせれば、より防災力が高まります。</p>
<p>環境</p> <p>CO₂削減に貢献します。</p> <p>✓ 4kWの太陽光発電によるCO₂削減量は、スギ林2,000㎡分（約200本分）の吸収量に相当します。</p>	

出典：太陽光発電設置 解体新書（東京都環境局）

参考 新型コロナウイルス感染症の流行と地球温暖化対策について

① 新型コロナウイルス感染症と啓発活動について

令和元（2019）年12月以降、世界中で新型コロナウイルス感染症が流行しています。感染拡大防止のため、流行が一定程度収束するまでは、大勢が集まるような地球温暖化対策やイベントの実施は困難な状況です。これからは、感染症の流行状況に注意を払いながら実施可否を判断することとし、実施する場合でも感染拡大防止の徹底を図ります。

また、様々な媒体による啓発活動として、オンラインを活用した啓発事業なども検討していきます。

② 新型コロナウイルス感染症とグリーンリカバリー*について

わが国では、この新しい感染症に対し、感染拡大を防ぎながら生活していくための「新しい生活様式」が取り入れられるようになりました。このなかで、地球温暖化対策と両立させるために注意が必要な場面や、逆に「新しい生活様式」のなかでこそ地球温暖化対策の効果が高まる場面がでてきています。また、「新しい生活様式」には、テレワーク、ローテーション勤務の増加など、「働き方改革」に繋がる取組もあります。

さらに、コロナ禍からの復興を環境対策（特に温暖化対策）に繋げていく「グリーンリカバリー」という考え方が世界中で注目されています。令和3（2021）年3月には、東京都が「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」において、デジタルテクノロジーを駆使し、環境はもとより、持続可能な生活を実現する観点にまで広げた「サステナブル・リカバリー（持続可能な回復）」の考え方を示しました。

このように、コロナ禍からの復興を契機と捉え、「働き方改革」や環境対策など、様々な社会変革に繋げていくことが重要です。

●新型コロナウイルス感染症の流行による影響と注意点など

分野	地球温暖化対策への影響	注意点など
家庭	<ul style="list-style-type: none"> 休校、テレワーク、ローテーション勤務の増加により、家庭での温室効果ガスの排出量が増加する場合があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要な場所だけ照明を点灯する、冷暖房の温度設定に注意するなど、通常の省エネルギー行動をこまめに実践していくことが求められます。
	<ul style="list-style-type: none"> 通販などによる宅配便の利用や食事のデリバリーが増加し、交通分野での温室効果ガスの排出量が増加する場合があります。 包装や持ち帰り用の容器による廃棄物が増加する場合があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 宅配便が再配達とにならないように時間指定するなどの配慮が求められます。 過剰な包装を断る、ごみを分別してリサイクルに回すなど、通常的环境配慮行動をこまめに実践していくことが求められます。
事業所	<ul style="list-style-type: none"> 「新しい生活様式」では、こまめな換気が推奨されています。そのため、空調負荷が増加し、電力消費量が増加する場合があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 換気時間の管理や、冷暖房のこまめな運転管理などが求められます。また、熱交換機能付き吸排換気扇を導入することも有効です。
	<ul style="list-style-type: none"> テレワーク、ローテーション勤務の増加により、事業所や交通分野での温室効果ガスの排出量が減少する場合があります。 	<ul style="list-style-type: none"> オンライン会議やテレワークなどを継続的に実施できる環境を整えることにより、エネルギー消費量の削減を継続できるようになります。

削減方針 3

運輸部門で取り組む脱炭素化

～地球にやさしい移動を実践しよう～

2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする必要があることから、家庭や事業所での取組に加え、社会基盤（インフラ）や社会システムそのものを省エネルギー・省資源型へと転換していきます。

運輸部門では、電気自動車（EV）をはじめとするZEVの普及を促進するなど輸送機関の省エネルギー化を促進するとともに、公共交通機関や自転車の利用促進などを通じて自動車の走行量の低減を促進していきます。

【施策の方向】

- 輸送機関の省エネルギー化の促進
- 自動車の走行量の低減

3-1 輸送機関の省エネルギー化の促進

運輸部門で脱炭素化を進めるためには、人々や物の移動に使用する輸送機関を省エネルギー化するとともに、動力源を再生可能エネルギー由来のものへ転換していく必要があります。

そのため、電気自動車（EV）をはじめとするZEVの普及を促進していきます。また、電気自動車（EV）への転換を促進するため、充電スポットを拡充していきます。

さらに、カーシェアリングの利用を促進して自家用車の保有台数を削減することにより、自動車の生産時や廃棄時に排出されるCO₂の削減にも貢献していきます。

基本施策		施策の概要
①	ゼロエミッションビークル（ZEV：ゼブ）の普及促進	<ul style="list-style-type: none">・電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）など、環境への負荷が低いZEVについて、補助制度などの情報を各媒体などで発信し、普及促進を図ります。・電気自動車（EV）のバッテリーを家庭とつなぐビークルトゥホーム（V2H）システムについて、停電時に自家給電可能であるなどのメリットや、国や東京都の補助制度などの情報を各媒体などで発信し、普及促進を図ります。
②	電気自動車（EV）用充電スポットの拡充	<ul style="list-style-type: none">・電気自動車（EV）の利便性を向上して普及を促進するため、充電設備の導入に対する国や東京都の補助制度などの情報を各媒体などで発信し、充電スポットの拡充を図ります。・新築建物については、今後予定されている「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」の改正により、充電スポットの設置が義務化される見込みです。・既設の集合住宅については、東京都の「充電設備導入に係るマンションアドバイザー派遣」等を活用して、充電設備の導入を支援します。
③	カーシェアリングの利用促進	<ul style="list-style-type: none">・カーシェアリングの利用によるCO₂削減効果や、家計に対するメリットなどについて、各媒体などで発信し、普及を促進します。

3-2 自動車の走行量の低減

運輸部門で脱炭素化を進めるためには、自家用車を利用した移動を、公共交通機関や自転車を組み合わせた移動へ転換し、自動車の走行量を減らす必要があります。

そのため、コミュニティバス*「さくら」などの公共交通機関の利用促進に加え、シェアサイクル*の周知と利便性向上などにより、自転車利用を促進していきます。

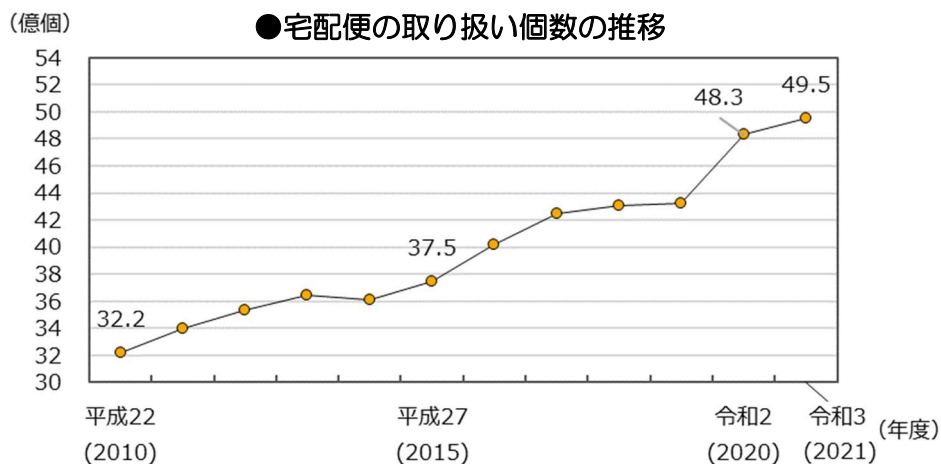
また、コロナ禍における区民のライフスタイルの転換を踏まえ、宅配事業における再配達の抑制を図っていきます。

基本施策		施策の概要
①	公共交通機関の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 都電荒川線やコミュニティバス等に関するイベントや啓発を行い、利用を促進します。
②	自転車の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> シェアサイクルのサイクルポートの拡充を図るとともに、区民や事業者に向けて周知します。 区の平坦な地理を生かした自転車利用の拡大により、エコな移動方法の普及を推進します。 「荒川区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例」*に基づく集客施設や集合住宅等への自転車駐車場の整備促進や道路の走行環境の改善など、自転車利用の利便性の向上を図ります。 自転車の安全利用に向けた講習会の実施など、自転車利用マナーの向上に向けた啓発を推進します。
③	宅配事業における再配達の抑制	<ul style="list-style-type: none"> 国のキャンペーン「COOL CHOICE 宅配便できるだけ1回で受け取りませんかキャンペーン」等と連動しながら、各媒体などを活用し、再配達を抑制するための方法などを発信します。 エコ助成制度を活用し、宅配ボックスの導入を促進します。

参考 COOL CHOICE 宅配便できるだけ1回で受け取りませんかキャンペーン

近年、通信販売を利用する人が増えたことにより、宅配便の取り扱い個数が急増しています。一方で、国土交通省の調査によると、令和4（2022）年4月の時点で宅急便の個数のうち約12%が再配達となっており、環境負荷の増加が懸念されています。

そのため環境省は、平成29（2017）年に「COOL CHOICE できるだけ1回で受け取りませんかキャンペーン」を立ち上げました。このキャンペーンでは、発送・到着時の時間と場所を指定することや、宅配ボックスを活用することなどを推奨しています。



資料：自動車局発表資料「令和3年度 宅配便取扱実績について」をもとに作成


3-1 基本施策②：電気自動車（EV）用充電スポットの拡充

電気自動車（EV）の利便性を向上して普及を促進するため、充電設備の導入に対する国や東京都の補助制度などの情報をあらかじめ区報や区ホームページなどで発信し、充電スポットを拡充します。

特に、荒川区は約7割の世帯が集合住宅に住んでいることを踏まえ、東京都の「充電設備導入に係るマンションアドバイザー派遣」等を活用して、集合住宅への充電設備の導入を支援します。

●集合住宅への導入事例（区外）

設置状況	
設置された設備	普通充電器 単相 200V スタンドタイプ
設置場所	分電盤から約40m離れた車両動線に支障が生じない場所



導入費用額・課金額と徴収方法	
●導入費用額	
管理組合支払額	約1,417千円
内訳	<ul style="list-style-type: none"> 充電器本体 約150千円 工事費 約1,162千円 その他費用及び消費税
補助申請額 (H31年3月時点)	<ul style="list-style-type: none"> 国（一般社団法人 次世代自動車振興センター） 約592千円 東京都 約720千円
●利用料金と徴収方法	
利用料金	利用申し込み時に10,000円 1ヶ月1,400円の定額
徴収方法	管理費等とあわせて、預金口座からの振替

導入者の声

- 導入費用に、国、東京都の補助金が活用できるため、導入のメリットは大きい。
- 建物の資産価値向上にもつながり、導入して良かった。

出典：マンションへの電気自動車の充電設備導入基礎ガイド（東京都）

3-2 基本施策②：自転車の利用促進

シェアサイクルの周知とサイクルポートの拡充、集客施設や集合住宅等の自転車駐車場の整備、道路の走行環境の改善などを推進し、自家用車から公共交通機関や自転車を組み合わせた移動への転換を図ります。

また、自転車の安全利用に向けた講習会の実施など、自転車利用マナーの向上に向けた啓発を推進します。

●サイクルポート



削減方針4

廃棄物部門で取り組む脱炭素化

～地球にやさしい省資源・循環型社会を実現しよう～

日常生活で消費する食品や衣類、その他製品などは、原料採集や加工、運搬、廃棄等の過程でCO₂を排出するため、省資源化と資源の循環利用を推進することは、地球温暖化による気候危機を食い止める観点からも重要です。

そのため、ごみの発生抑制（リデュース）を中心に、再利用（リユース）*、再資源化（リサイクル）*をさらに促進していきます。

【施策の方向】

- 廃棄物の削減（3R）の促進

4-1 廃棄物の削減（3R）の促進

ごみの発生を抑制するため、3Rの啓発を強化するとともに、自主的な資源回収の取組を支援していきます。また、資源回収品目の拡大等を推進していきます。これらを通じて、特に、近年注目されているプラスチックごみや食品ロス*の削減を促進していきます。

さらに、可燃ごみとして回収しているプラスチックを資源としてリサイクルできるように、分別回収を段階的に拡大し、区域全体での実施を推進していきます。

基本施策		施策の概要
①	ごみの発生抑制を主眼とする3Rの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・「荒川区一般廃棄物処理基本計画」*に基づき、区民に対し、ごみの減量に向けた啓発を強化するとともに、引き続き、自主的な資源回収の取組を支援します。また、資源回収品目の拡大等により、ごみの発生を抑制します。 ・各媒体などを活用し、ワンウェイプラスチックの利用や食品ロスの削減について分かりやすく解説し、発信します。
②	プラスチックの分別回収の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、可燃ごみとして回収しているプラスチックを資源としてリサイクルできるように、一部地域で試験的に分別回収を実施しています。この結果を踏まえながら、今後、段階的に拡大し、区域全体での実施を推進します。
③	生ごみ減量の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭における生ごみの減量の取組を推進するため、生ごみ処理機等購入助成の支援や生ごみ堆肥化などの普及促進を行うことにより、区民意識の向上を図ります。

削減方針 5

CO₂ 以外の温室効果ガスの削減

荒川区では、令和元（2019）年度の温室効果ガス排出量のうち、約 91%を CO₂ が占めていますが、残りの約 9%は代替フロン等の 6 種類のガスが占めています。そのなかでも、近年、CO₂ より地球温暖化係数（GWP）*が高いハイドロフルオロカーボン類の排出量が増加しており、今後も排出量が増加し続けると考えられています。

そのため、家庭、事業所のそれぞれに対し、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に則った代替フロンの漏えい防止策を促進していきます。

【施策の方向】

- 家庭における代替フロンの漏えい防止策の促進
- 事業所における代替フロンの漏えい防止策の促進

5-1 家庭における代替フロンの漏えい防止策の促進

近年、家庭用エアコンの増加などに伴い、代替フロンであるハイドロフルオロカーボン類の排出量が増加しています。

特に、エアコンや冷蔵庫の廃棄時に、必要な許可を持たない業者による不適正な処理や不法投棄が行われることによる漏えいが目立っていることから、区民に対して家電リサイクル法の内容を分かりやすく解説し、法律に則った適正な処分を行うよう啓発していきます。

	基本施策	施策の概要
①	家電リサイクル法に基づく適正処分の普及啓発	・各媒体などを活用し、家電リサイクル法に基づく適正処分について啓発します。

5-2 事業所における代替フロンの漏えい防止策の促進

近年、業務用冷凍空調機器の増加などに伴い、代替フロンであるハイドロフルオロカーボン類の排出量が増加しています。

そのため、ノンフロン製品の情報を発信して普及を促進するとともに、フロン使用製品使用時の漏えい防止策を促進していきます。

	基本施策	施策の概要
①	ノンフロン製品の普及促進	・各媒体などを活用し、ノンフロン製品の情報を発信し、普及を促進します。
②	フロン使用製品使用時の漏えい防止のための機器管理の啓発	・業務用冷凍空調機器を使用する事業者や建設・解体業者、廃棄物・リサイクル業者などへ呼び掛けるとともに、フロンアドバイザーを派遣するなど、業界団体と連携して代替フロンの漏えい防止策を促進します。

分野横断的な取組

協働による取組

「脱炭素社会」を実現するためには、区民・事業者・区（行政）が個々の取組を着実に実践するとともに、「環境区民」として、協働による様々な領域・分野の取組を進めていく必要があります。また、環境を守る文化をつくり、意識を醸成しながら、将来を担う子ども達への環境学習の更なる充実を図っていく必要があります。

そのため、「荒川区地球温暖化対策協議会」*を主体として、区民や事業者など、地域の様々な担い手の参加を呼びかけ、環境活動を推進していきます。また、環境体験学習機会の拡充、次世代を見据えた環境活動に係る人材育成などを推進するとともに、環境に配慮した消費行動及び事業活動を普及促進していきます。

【施策の方向】

- 地球温暖化対策協議会を主体とした協働による環境活動の推進
- 環境意識の向上・環境学習の充実

6-1 地球温暖化対策協議会を主体とした協働による環境活動の推進

温室効果ガス排出量の削減対策の多くは、区民や事業者などの協働による環境活動に支えられています。

そのため、「環境区民」とそのけん引役となる「荒川区地球温暖化対策協議会」の協働体制をより強固なものとしながら、環境活動に参加したことがない区民や事業者の興味を引く活動やイベントの拡充などを通じて、「環境区民」としての力の底上げを図っていきます。

基本施策		施策の概要
①	協働による環境活動・イベントの拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・地域が実施するイベントに出展するなど、「荒川区地球温暖化対策協議会」の活動を区民・事業者に広くPRします。 ・「荒川区地球温暖化対策協議会」の活動を支援し、創意工夫による自主的な環境活動・イベントの拡充を図ります。 ・子どもから大人まで全ての世代の興味を引き付け、継続的な環境活動のきっかけとなるような、環境活動・イベントの充実を図ります。
②	区民・事業者・環境団体の自主的な活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・区民や事業者、環境団体が自主的に行う環境活動に対する支援を行います。
③	森林整備等吸収対策における交流自治体との協働の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・CO₂吸収量の増加を図る、カーボン・オフセットの取組として、交流都市等との協働による森林整備等の仕組みを推進します。 ・エコジュニアクラブ活動において、森林吸収対策の学習を交流都市と協働して行います。また、森林整備について若い世代を取り入れた取組を推進します。

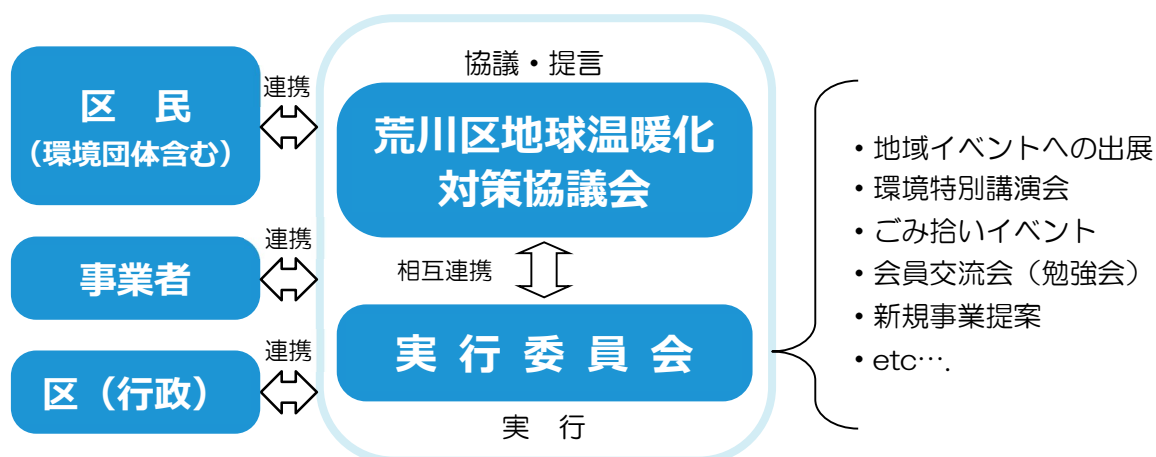
6-1 基本施策①：協働による環境活動・イベントの拡充

基本施策②：区民・事業者・環境団体の自主的な活動の支援

「環境区民」による取組を推進するため、「荒川区地球温暖化対策協議会」の活動を支援し、創意工夫による自主的な環境活動・イベントの拡充を図ります。子どもから大人まで全ての世代の興味を引き付け、継続的な環境活動のきっかけとなるような、環境活動・イベントとしていきます。

また、区民や事業者、環境団体が自主的に行う環境活動に対する支援を行います。

●「荒川区地球温暖化対策協議会」による自主的な環境活動・イベントの拡充



6-1 基本施策③：森林整備等吸収対策における交流自治体との協働の取組の推進

CO₂吸収量の増加を図る、カーボン・オフセットの取組として、交流都市等との協働による森林整備等の仕組みを推進します。

また、エコジュニアクラブ活動において、森林吸収対策の学習を交流都市と協働して行います。

さらに、森林整備について若い世代を取り入れた取組を推進します。

●エコジュニアクラブの秩父市での活動の様子



6-2 環境意識の向上・環境学習の充実

「脱炭素社会」を実現するためには、子どもから大人まで全ての世代の環境意識が向上し、省エネルギー行動や環境に配慮した消費行動などが定着するとともに、事業者が環境に配慮した事業活動を取り入れていく必要があります。

そのため、小中学校における環境学習や体験学習の機会を拡充し、将来を担う子ども達への環境学習の更なる充実を図っていきます。また、消費者へエシカル消費を普及促進するとともに、事業者へも働きかけ、「Environment（環境）」、「Social（社会）」、「Governance（企業統治）」を重視した ESG 経営を普及促進していきます。

基本施策		施策の概要
①	環境学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会と連携し、小・中学校における環境学習の充実を図ります。 ・子どもから大人まで多くの世代の興味を引き付け、多くの参加者が集う環境体験学習やワークショップ形式による環境学習講座を展開し、参加機会の拡充を図ります。 ・あらかわりサイクルセンターを活用し、施設見学会の実施や、小中学校の社会科見学の受け入れなどの普及啓発事業を実施します。
②	環境ボランティア・環境リーダーの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代の環境活動をけん引する環境ボランティアや環境リーダーなどの新たな人材育成と確保を図ります。
③	学生向け学習の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・エコジュニアクラブや夏休みエコ教室といった学生向け学習をより充実したものにします。
④	消費者へのエシカル消費の普及促進・事業者への ESG 経営の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な環境学習の機会を活用し、食品や衣類、その他製品などの原料採集や加工、運搬、廃棄等の過程で排出されるCO₂を削減することにも繋がるエシカル消費について普及促進します。 ・エコフワード事業者の認定制度を告知する機会などを活用し、ESG 経営について普及促進します。

6-2 基本施策①：環境学習の充実

教育委員会と連携し、小・中学校における環境学習の充実を図ります。

また、「あらかわエコセンター」などで、夏休み期間中の小・中学生を対象にした環境学習講座「夏休みエコ教室」など、多彩な体験学習を展開します。

その他、「あらかわりサイクルセンター」では、資源の中間処理の様子を見学する施設見学会や、リサイクルの工房・教室などを開催します。

●夏休みエコ教室の様子



参考 ESG 経営と地球温暖化対策

近年、世界規模で地球温暖化や生物多様性の喪失などの環境問題、貧困や人権侵害などの社会問題が顕在化しています。このような時代には、企業が長期的な成長をしていくために、環境（E）と社会（S）に関する様々な課題に取り組むとともに、健全かつ効率的な経営を推進するための企業統治（G）を強化することが重要とされています。

この考え方は、中小企業においても例外ではありません。近年のエシカル消費などの動向を見ると、原料採集や加工、運搬、廃棄等の過程で排出されるCO₂の削減を実現する商品やサービスが消費者に選ばれるようになってきています。そのため、加工や運搬などの一部の工程のみを担う中小企業にも同様の取組が求められるようになってきています。

このように、事業活動に伴うCO₂排出量を削減することは、単に地球温暖化の抑制に貢献するのみではなく、事業リスクを減らして長期的な成長をしていくためにも欠かせなくなってきました。

●ESGの構成要素



参考 カーボンフットプリントと区民のアクションプラン

「カーボンフットプリント」とは、商品やサービスの原料調達や加工、運搬、廃棄等までのライフサイクル全体を通して排出される温室効果ガス排出量をCO₂の量に換算して分かりやすく表示したものです。直訳すると「炭素の足跡」となります。

たとえば、缶飲料であれば、原材料となる砂糖キビの栽培過程や、アルミ缶の製造、内容物の製造時の工場での電気の使用、商品輸送時の燃料の使用、廃棄・リサイクル時の処理過程など、あらゆる工程で温室効果ガスが排出されています。「カーボンフットプリント」では、これらのライフサイクルで排出された温室効果ガスがCO₂の量に換算されて表示されます。

都市に住む我々は、エシカル消費などを通じて区外のCO₂排出量についても削減する責任を負っています。そのため、区民が具体的な取組を実行する際の指針となるように「『2050年ゼロカーボンシティ』実現に向けた2030年度までのアクションプラン」を作成し、様々な取組のカーボンフットプリントの削減量を分かりやすく示しました。

●カーボンフットプリントの算出方法（缶飲料の例）

